

2010年4月23日

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
都庁第二本庁舎8階  
電話 03-5388-3440  
東京都 環境局 都市地球環境部 環境都市づくり課気付  
東京都知事 石原慎太郎様

〒 東京都足立区  
半沢一宣 ㊞（はんざわ・かずのり）

### 環境影響評価書案（東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業）に関する意見書

標記の件について、環境保全の見地から下記のとおり意見がございますので、書面にて申告いたします。

#### 記

##### 1. 竹ノ塚駅ホームの長さとの関係などについて

今月12日に広告・縦覧に供された『環境影響評価書案 東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業』の96ページ「表8.1.2-6」（高架化工事中の鉄道騒音の予測条件を示した表）及び107ページ「表8.1.2-12」（高架化工事完了後の鉄道騒音の予測条件を示した表）ではいずれも、上り・下り両方の普通列車の列車長が144mと記載されています。

これは18m車（東京メトロ日比谷線に乗り入れる車両）8両編成列車の長さです。

一方、今月20日（火曜日）と21日（水曜日）に開催された地域住民向け説明会の会場で配布されたパンフレット『都市計画案および環境影響評価書案のあらまし』の2ページ「計画の概要」の項目では、高架化後の竹ノ塚駅のホーム延長について、約170mと記載されています。

これは20m車（東京メトロ日比谷線に乗り入れない車両）の8両編成列車（列車長160m）に対応した長さです。

上に引用した2つの記載が、互いに食い違った、辻褄の合わないものであることは明らかです。

高架化後も上下緩行線に20m車8両編成列車を運転するのであれば、すなわち後者が正しいとすれば、上に掲げた『環境影響評価書案』では、上下緩行線を走行する中で列車長が最も長く、したがって走行時の騒音も最も大きいと予測される20m車8両編成列車を除外して、騒音発生レベルの予測を行っていることとなります。

このことが、騒音発生レベルの予測手法として不適切なものであることは明白です。

このことは同時に「高架化工事中及び高架化完成後は騒音レベルが低下すると予測される」旨の評価記述が誤りである可能性があることをも意味しています。

また、高架化後は上下緩行線に20m車8両編成列車を運転しないのであれば、すなわち前者が正しいのであれば、今回の計画では、高架化後は不要となる（必要以上に長すぎる、設備として過剰な）ホームを建設することになる理屈です。

このことが事業費の無駄遣いであることも、また明白です。

（ただし、私は、将来の列車長延伸を視野に入れた準備工事を行っておくことまでを否定するものではありません。）

私は、上に記した矛盾・問題点について検証し、騒音発生レベルの予測のやり直し又は高架化後の竹ノ塚駅ホーム延長の見直し（18m車8両編成列車への対応として十分な約154m程度への短縮）のいずれかを行うことを求めます。

## 2. 高架部分の軌道構造について

前項でも記した地域住民向け説明会での同名パンフレットの8ページには、高架化後の東武伊勢崎線の軌道構造について、現状のバラスト軌道（碎石または砂利を道床とした軌道）ではなく弾性直結軌道（道床コンクリート上に防振ゴムを敷き、その上に枕木とレールを敷設する方式）を採用することが記載されています。

弾性直結軌道には、振動を低減する効果は大きい一方で、転動音（車輪がレールの上を転がる際に発生する音）をはじめとする騒音を吸収する効果がバラスト軌道より劣るという特性があります。

転動音を吸収する役割を果たす、バラストの使用量が減るからです。

にもかかわらず、この説明会に先立って広告・縦覧に供された『環境影響評価書案 東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業』の5ページ「表4-1(2)」中「騒音・振動」の欄には「(団地の)上層階の一部を除いて現況値と同等または下回る」旨の記載があります。

私は、水平方向に関しては防音壁の効果で騒音発生レベルの減少が期待できることについては、まだ理解できます。

しかし、環境影響評価書案が、防音壁の効果が期待できない高さ方向（団地の上層階）に関してまで「一部を除いて現況値と同等または下回る」と予測していることについては、私は疑義を感じないわけにはいきません。

団地の上層階から見れば、レール面＝転動音などの騒音発生源が高架化によって近づくうえ、更に騒音吸収効果が低下する形での軌道構造の変更（バラスト軌道から弾性直結軌道へ）が行われるのですから、高架化後の騒音を「現状と同じか下回る」と予測しているのは、どう考えても不自然です。

私は、騒音吸収効果が低下する形での軌道構造の変更（バラスト軌道から弾性直結軌道へ）を伴っても、騒音レベルが「一部を除いて現況値と同等または下回る」とする環境影響評価書案の予測が本当に正しいのかどうか、外部の有識者を交えて入念な検証を行うことを求めます。

以上

記事 本意見書は、2010年4月23日に、足立区役所中央本町本庁舎内の環境部環境保全課担当者に直接手渡し。